

規則

埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第七十四号

埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改める。

第三条第一項中「きこう」を「聴こう」に、「きく」を「聴く」に改める。

第五条及び第七条第一項中「きこう」を「聴こう」に改める。

第十条、第十二条第二項、第十五条及び第十六条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第十六条第一号中レをソとし、ニからタまでをホからレまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 境界標（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

第十六条第一号に次のように加える。

ツ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等（第五号ト及び第七号リ並びに第十八条第三号へにおいて「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために工作物を設置すること。

ネ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

ナ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

第十六条第五号へ中「（平成十六年法律第七十八号）」を削り、同号中へをチとし、ホの次に次のように加える。

へ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を伐採すること。

ト 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第十六条第七号中「（平成四年法律第七十五号）」を削り、「もの」の下に「（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）」を加え、同号中ヲをワとし、リからルまでをヌからヲまでとし、チの次に次のように加える。

リ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

第十八条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「ロからホ」を「ロからチ」に改め、同条第三号に次のように加える。

ホ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る行為（同法第五十四条第二項の規定による協議に係る行為を含む。）

へ 認定保護増殖事業等の実施のための行為

第二十三条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号イ中「ヲ、ヨ及びタ」を「ワ、タ及びレ」に改める。

第二十四条第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。